(仮称)東京都北区公契約条例骨子(案)に関する パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について ー 提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方 ー

1 意見提出期間

令和3年12月20日(月)から令和4年1月28日(金)まで

2 意見提出者

54名

(ホームページ10名、ファクス2名、窓口への持参42名、郵送0名)

3 意見総数

88件

内訳

	内訳	件数
1	条例の目的、基本方針、責務について	26
2	用語の定義	5
3	対象となる範囲、労働報酬下限額について	18
4	区の権限について	18
5	(仮称) 北区公契約審議会の設置について	6
6	条例全般に関すること、その他意見	15

^{※1}件のご意見に複数の内容が記載されている場合がありますので、意見提出者数と意見総数は一致しません。

4 閲覧場所

契約管財課、区政資料室、地域振興室、区立図書館、北区ホームページ

5 閲覧期間

令和4年3月22日(火)から5月23日(月)まで

6 提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方 別紙のとおり

[※]類似する意見は、取りまとめて公表しています。

1 条例の目的、基本方針、責務について

- 公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図り、もって地域 経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的とします。
- 良質な区民サービスの確保、労働者等の適正な労働条件の確保、安全な労働環境の整備、区内事業者の受注機会確保及び区内業者の育成、公契約に係る手続きの透明性の確保、公正な競争の 促進、不正行為の排除について、基本方針として定めます。
- 区と受注者が果たすべき責務を定めます。

NO	提出された意見の要旨	件数	区の考え方
1	公契約条例に関する指名に際しては、区内事業者等を最優先に採用する様にお願いしたい。	2	ご意見の趣旨は、現行の区の発注基準等(考え方)と一致しております。 いただいたご意見を踏まえ、条例制定に向けた検討を進めてまいります。
2	公契約条例制定により「労働者だけ保護されればよい」とは考えていない。対象工事の受注者 が適切な金額で工事を受注できるようご配慮願いたい。公契約条例は地域建設業界の健全な発 展があってこその制度と考える。	2	ご意見の趣旨は、現行の区の発注基準等(考え方)と一致しております。 いただいたご意見を踏まえ、引き続き適正な積算に努めていくととともに、条例制 定に向けた検討を進めてまいります。
3	公共工事の現場で支払いが守られれば、いずれ町場にも同じように支払いが守られるようになると思う。また、賃金の叩き合いが防げれば、安心して仕事ができる。		公契約条例により、公契約に関する労働者の労働環境の適正化を推進できるものと考えておりますが、民間事業の賃金につきましては、最低賃金法等の法令によるものと考えております。
4	発注者である北区と受注者が対等平等な関係であること、北区として適正な積算、発注単価を 実現していく旨を明記してほしい。	2	契約は、発注者と受注者が各々対等な立場における合意に基づき締結するものであり、公契約においても同様であると考えております。 いただいたご意見を踏まえ、引き続き適正な積算に努めてまいります。
5	区と受注者の責務として、公契約の発注に際し、労働者等の労働条件の確保、労働環境の整備を図ることを明記してほしい。	11	ご意見の趣旨は、条例骨子(案)の目的・基本方針(考え方)と一致しております。いただいたご意見を踏まえ、条例制定に向けた検討を進めてまいります。

2 用語の定義について

- 公契約…区が事業者と締結する請負契約、業務委託契約、売買契約、その他の契約及び指定管理協定
- 受注者…区と公契約を締結する者
- 特定公契約…公契約のうち、予定価格9,000万円以上の工事、2,000万円以上の委託、年間の支出計画金額2,000万円以上の指定管理協定
- 特定受注者…区と特定公契約を締結する者
- 特定受注関係者…区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を受注する者。労働者派遣事業として特定受注者又は前記の者に労働者を派遣する者
- 特定労働者等…特定受注者又は特定受注関係者に雇用される労働者。労働者派遣法に基づき、特定受注者又は特定受注関係者に派遣される労働者。自らの労務の対価を得るため、特定受注者 又は特定受注関係者から業務の一部を請け負う者(いわゆる一人親方)
- 労働報酬下限額…最低賃金や公共工事設計労務単価、区職員の給料表などを勘案して定める、労働者へ支払う賃金の下限額(1時間あたり)

NO	提出された意見(要旨)	件数	区の考え方
6	対象となる労働者は、区内建設業者、下請け業者の実態から考えても外国人技能実習生を含む 外国人労働者も多く、「未熟練」のカテゴリーにおいての賃金・報酬下限額を設けることが必要である。		いただいたご意見を踏まえ、未熟練者に係る賃金等についても検討してまいります。
7	私は建設職人として長年働き、一人親方である。材料持ちでないため、体一つで働いている。 一人親方も対象にすることに非常に賛成である。	2	いただいたご意見を踏まえ、条例制定に向けた検討を進めてまいります。
8	民間活力を活かすPFI事業についても、公契約条例対象範囲としてほしい。	2	PFI事業は、公共施設等の設計から工事、資金調達、サービス運営までを一体的に 民間主導で行うものであり、区が発注する従来の工事や委託、指定管理とは大きく 異なるため、調査・研究が必要と考えております。

3 対象となる範囲、労働報酬下限額について

- 目的や基本方針等の基本的な事項については、全ての公契約を対象とします。
- 予定価格9,000万円以上の工事、2,000万円以上の委託、年間の支出計画金額2,000万円以上の指定管理協定は、特定公契約と称し、条例中の特定の規定の対象となります。(規則で定めるものを除 く)
- 労働者の適正な労働環境を確保するために必要な賃金等(受注者が支払う報酬)の下限額である、労働報酬下限額を定めることについて規定します。
- 特定公契約については、労働報酬下限額以上の支払い義務や、区への確認書(チェックシート)の提出、受注者及び受注関係者の責務について規定します。

NO	提出された意見(要旨)	件数	区の考え方
9	条例骨子(案)では予定価格9,000万円以上の工事となっているが、この価格では令和2年度実績17件と工事対象件数が少ないと感じる。予定価格5,000万円以上の工事を対象とするなど、対象範囲を拡大できないか、検討いただきたい。	9	いただいたご意見につきましては、条例施行後の事務量や条例の効果を検証した上 で、必要に応じて金額や範囲等に関する検討・研究を実施してまいります。
10	今後、なお一層公契約適用労働者の範囲を拡げるためにも業務委託・指定管理者の予定価格引き下げ(1,000万円以上、500万円以上など)の検討を要望する。	4	で、必委に心して並能や靶曲寺に関する快部・研先を美心してまいります。
11	建設工事では下請の重層化や工事従事者の流動性が高いことが見受けられることから、職種や労働報酬下限額等の確認のために、工事従事者一人ひとりから確認を取る必要があると考える。確認カード配布や自署済みの確認書の提出を求めるなど、労働者等への周知徹底を図られるようにしてほしい。	2	労働者への周知につきましては、「受注者等が必要事項を作業場等に掲示し、又は 書面を交付する」ことを規定するように考えております。
12	確認書(チェックシート)の内容には、「受動喫煙の禁止」についての項目も設けるべきと考える。他区の公契約条例では、「受動喫煙の禁止」についての確認項目がある例や、無い例もある。しかし、改正健康増進法が施設管理者に対し望まない受動喫煙を防止するための措置義務を課していることを踏まえれば、「受動喫煙の禁止」についての項目は必須であると考える。	1	いただいたご意見につきましては、その他の遵守すべき各法令等と同様に捉えており、区及び受注者が相互に適切な対応を取るべきものと考えております。
13	工事は予定価格9,000万円以上が対象となっているが、建築工事では本体工事と設備工事を分離発注する案件が想定される。分離発注により設備工事が9,000万円以下となった場合、同一現場内で対象となる従事者と対象外の従事者が混在するケースが想定される。そうした事態が発生しないよう、適用範囲金額の引下げや分離発注を対象とする措置をお願いしたい。	2	特定公契約の対象となる工事については、予定金額により分類されますので、労働 報酬下限額の適用につきましてはその範囲で実施するものと考えております。

4 区の権限について

- 条例に定める事項の遵守の状況を確認するため、立ち入り調査や報告の要求、質問ができることについて規定します。
- 違反があった場合、措置命令や契約の解除、公表等ができることについて規定します。

NO	提出された意見(要旨)	件数	区の考え方
1.4	規定された労働報酬下限額以下の労働者が発覚した場合の受注者及び受注関係者への責務を必ず規定してほしい。これにより、「公契約条例がより一層機能する」と考える。	1	いただいたご意見を踏まえ、条例制定に向けた検討を進めてまいります。
15	条例で制定される労働報酬下限額について、その金額がもらえなかったときにもらえる仕組みを作ってほしい。 支払報酬下限額が下回った揚合の対応としての「その支払った賃金と最低額との差額に相当する額を受注関係者(下請け事業者等)と連帯して支払われなければならない」という連帯責任を明記するよう強く望む。	16	条例骨子(案)では、区の権限(立ち入り調査、報告、措置命令)を定めることとしています。 また、賃金の支払いに関しては、労働関係法令の規定に従い、使用者と被用者の雇用関係に基づき履行されるものと考えております。
16	公契約条例の条項に、公契約の内容に沿った履行を確認するための「立ち入り調査」や「違反事実があった揚合の区民への公表」などに関する取り組みを設定していただきたい。	1	いただいたご意見を踏まえ、条例制定に向けた検討を進めてまいります。

5 (仮称) 北区公契約審議会の設置について

労働報酬下限額の設定、その他公契約に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、(仮称)北区公契約審議会を設置します。

NO	提出された意見(要旨)	件数	区の考え方
1/	審議会については「学識経験者」「使用者団体の代表」「労働者団体の代表」の三者で構成されるようにお願いしたい。労働者団体からは、労働組合から選出してほしい。	4	いただいたご意見を踏まえ、条例制定に向けた検討を進めてまいります。
18	年度における適用賃金・報酬下限額のみの審議、答申とせず、条例内容、適用対象範囲や規則 変更、周知方法など条例全般に係る内容を審議できるものとしてほしい。	1	(仮称)北区公契約審議会においては、労働報酬下限額の設定、その他公契約の適
19	審議会は、年間に複数回開催してほしい。	1	正な運用に必要な事項を調査、審議することを考えております。

6. 条例全般に関すること、その他意見

NO	提出された意見(要旨)	件数	区の考え方
20	受注者が区に提出する書類について「簡素化」できるのであれば、簡素化のご検討をお願いしたい。	1	いただいたご意見を踏まえ、受注者になるべく負担がかからないよう、書類等の簡 素化に努めてまいります。
	小さい子どもの夢に「大工さん」と書いてもらえるような社会にしたい。そんな建設業にするため、賃金の確保は最重要課題と捉えている。公契約条例の制定は、若者の建設業離れを食い止め、より魅力のある産業を創る上で必要である。	1	いただいたご意見を踏まえ、条例制定に向けた検討を進めてまいります。
22	給食調理員、保育士、介護士、栄養士、施設管理員、警備員など、資格を要する業種、安全面が問われる業種など自治体として政策的に必要と考える業種・職種の労働報酬下限額の設定を早期に検討することを要望する。		いただいたご意見につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。
23	公契約条例の実行確保で住民サービスを向上させる、また、労働者の労働条件の確保をより充実したものとするため、2年に1回程度の事業者(元請け、下請け)、労働者それぞれに向けたアンケート調査を実行することを要望する。	1	条例の適正な運用に必要な事項につきましては、(仮称)北区公契約審議会において、調査、審議することを考えております。
24	公契約条例の制定に賛成である、歓迎する、喜ばしい、など。	10	いただいたご意見を踏まえ、条例制定に向けた検討を進めてまいります。

品質の確保を担保できる公正な入札制度、労働者等の適正な労働環境を確保することは、発注者としての自治体の責務である。したがって「公契約条例骨子」における「1.条例の目的および基本方針、責務」について賛成であるが、「2.対象となる範囲、定義」の内容は「労働報酬下限額」の設定、調査権限等への傾きが大きく、まるで「労働報酬下限額条例」のようである。また、企業経営に対する影響に鑑み、「最低賃金」の急激な上昇については重大視しており、これらへの影響も重く思料されるべきである。

官民問わず、良質なサービスの確保には、適正な価格が伴うものであり、日本国憲法で定める 公共の福祉を履行すべき自治体は、その業務執行において、地域経済に悪影響を及ぼす過剰な ダンピングを助長することがあってはならない。

むしろ、適正な労働条件の確保が脅かされるのは、事業規模を問わずダンピング受注のケースであり、これらについて、随時、区が調査権限を持つことは必要であるが、それらは個別契約、仕様等に盛り込み、社会保険労務士等の協力を得ることで達成しうるものと考える。

以上により、公契約条例の制定を徒に急ぐことなく『北区における公契約条例の理念と北区役所が負うべき責務と改善点の明示』『北区において予想すべき課題の抽出と解決方法および公契約条例の効果予測』『公契約条例制定先行区における課題とその解決方法の研究等』などを中心として、北区役所関連部署及び議会並びに事業関係者、労働関係者における慎重かつ実のある熟議を経たスケジュールとされることを強く要望する。

条例骨子(案)は、労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図ることを目的の一つとしております。この実効性を確保するため、発注者が公契約従事労働者に支払われるべき賃金の下限額を「労働報酬下限額」として定めるものです。

いただきましたご意見のとおり、発注には適正な予定価格の設定が不可欠であると考えます。一方、労働報酬下限額の設定が予定価格や最低制限価格を押し下げるものではないことから、ダンピングの助長にはつながらないものと考えております。 また、特定公契約については、必要な場合の調査権限等に関する項目も加えてまいりますが、その根拠となる条例の制定が必要であると考えております。

区議会への陳情、議会質問などを踏まえ、区はこれまで先行自治体への視察や庁内 検討会の開催など、条例制定に向けた調査・研究及び検討を重ねてまいるととも に、より理解を深めるために、事業者団体や労働者団体とのヒアリングを重ね、意 見聴取に努めてまいりました。

いただいたご意見を踏まえ、社会保険労務士の審議会委員への登用なども含め、引き続き条例制定に向けた検討を進めてまいります。

- 7 **-**